

登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、群馬県建築士法施行細則第43条の規定により届け出ます。

令和 2 年 6 月 30 日

届出者
(開設者の氏名(開設者が法人である場合は名称及び代表者の氏名))

株式会社群馬設計
代表取締役 群馬 次郎

群馬県指定事務所登録機関
一般社団法人群馬県建築士事務所協会会長 あて

開設者が変更となった場合は、変更後の開設者の氏名又は名称を記入して下さい。[注意事項1]

作成担当者

部署: 総務部
氏名: 桐生 健二
TEL: 027-223-0000

[注意事項]

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入して下さい。
- 2 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入して下さい。
- 3 変更事項欄については、変更がある項目について「変更前」欄、「変更後」欄を記入して下さい。
- 4 ※のある欄は、記入しないでください。

建築士事務所欄は変更前の事項を記入して下さい。[注意事項2]

建築士事務所	開設者の氏名又は名称	株式会社群馬設計 代表取締役 群馬太郎
	建築士事務所の名称	株式会社群馬設計一級建築士事務所
	建築士事務所の所在地	群馬県前橋市大手町000番00号
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級 建築士事務所
	登録年月日	令和1年7月30日
	登録番号	第9999号

項目	変更前	変更後	変更年月日
建築士事務所の名称	株式会社群馬設計一級建築士事務所	群馬設計室	令和2年6月20日
建築士事務所の所在地	〒 371-8750 群馬県前橋市大手町000-00	〒 371-0846 群馬県前橋市元総社町000-00	令和2年6月20日
電話番号	027-223-0000	027-255-0000	
開設者の氏名又は名称	株式会社群馬設計 代表取締役 群馬太郎	株式会社群馬設計 代表取締役 沼田次郎	令和2年6月20日
法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1「役員名簿」のとおり		令和2年6月20日
管理建築士	氏名 群馬 太郎 登録番号 第1111111号 登録年月日 昭60年1月31日 一級・二級・木造の別 一級	氏名 伊勢崎 五郎 登録番号 第2222222号 登録年月日 平成3年1月30日 一級・二級・木造の別 一級 管理建築士講習を修了した年月日 平成25年 1月 15日 修了証番号 第00000号	令和2年6月20日
所属建築士	別添2「所属建築士変更事項」のとおり		令和2年6月20日

※群馬県指定事務所登録機関 受付欄

※処理欄

すべて該当の記入例です。
変更事項欄については、変更がある項目について「変更前」欄、「変更後」欄を記入して下さい。
[注意事項3]

決裁日	令和 年 月 日
登録簿の訂正	令和 年 月 日
完結	令和 年 月 日

【別添1】

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

変 更 前		変 更 後			
ふりがな 氏 名	役 名	ふりがな 氏 名	性 別	役 名	生 年 月 日
ぐんま たらう 群馬太郎	代表取締役	ぬまた じろう 沼田次郎	男	代表取締役	昭和40年5月8日
ぐんま じろう 群馬次郎	取締役	ぐんま たらう 群馬太郎	男	取締役	昭和33年3月3日
ぐんま はなこ 群馬花子	監査役	けんちく けんた 建築建太	男	取締役	昭和43年10月6日
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		

チェック。

(備考)

別紙 有
別紙 無

※生年月日については和暦にて記入して下さい。
※役員に変更があった場合に提出して下さい。

【別添2】

所属建築士変更事項

〔記入注意〕

- この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録されたすべての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属を外れた日を記入してください。

○ 新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日
いせさき ごろう 伊勢崎 五郎	一級建築士	2222222				令和2年6月20日
あんなか じろう 安中 次郎	二級建築士	555555	神奈川県			令和2年6月20日

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日
ぐんま たろう 群馬 太郎	一級建築士	1111111		構造設計一級建築士	888	令和2年6月20日
ぐんま じろう 群馬 次郎	二級建築士	12345	群馬県			

チェック。

(備考)

別紙 有
無

	変更前	変更後
計	一級建築士 1名 二級建築士 1名 木造建築士 1名 構造設計一級建築士 1名 設備設計一級建築士 1名	一級建築士 1名 二級建築士 2名 木造建築士 1名 構造設計一級建築士 1名 設備設計一級建築士 1名

※所属建築士に変更があった場合に提出して下さい。

添付書類（ロ）

登録申請者が管理建築士を兼ねる場合。登録申請者と管理建築士が別の場合は各々作成して下さい。

略 歴 書

登録申請者

管理建築士

[記入注意]

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

ふりがな 氏 名		いせさき ごろう 伊勢崎 五郎		生年月日	昭和44年5月3日
建築士の資格 チェック。		一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
		二級建築士 <input type="checkbox"/>	第 2222222 号		
		木造建築士 <input type="checkbox"/>			
		なし <input type="checkbox"/>			
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・修了・中退の別	
	平成3年3月31日	〇〇工業大学 建設工学科		卒業	
職 歴	期 間	勤 務 先		地位	職名
	年月 ~ 年月	(名称・所在地・電話番号)			
	平成27年6月 ~ 現在	(株)群馬設計 群馬県前橋市元総社町〇〇〇-〇〇〇 027-255-〇〇〇〇		建築士 (確認申請・積算)	
	平成10年4月 ~ 平成27年4月	(株)〇〇建設 東京都港区〇〇 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		建築士 (設計・工事監理)	
	平成5年4月 ~ 平成10年3月	前橋設計株式会社 群馬県前橋市元総社町〇〇-〇 027-255-〇〇〇〇		管理建築士 (設計・工事監理)	
平成5年1月 ~ 平成5年3月	就職活動期間				
平成3年4月 ~ 平成4年12月	(有)高崎工務店 群馬県高崎市旭町〇〇〇〇 027-325-〇〇〇〇		建築士 (確認申請・積算)		

設計・積算・工事監理など従事業務を記入して下さい。

所在地、電話番号の記入忘れが多いのでご注意ください。

略歴書（添付書類（ロ））の記入について

1. 登録申請者と管理建築士の略歴書をそれぞれ作成して下さい。
(登録申請者が管理建築士を兼ねる場合、共通で1部作成して下さい。)
2. 学歴は学科まで記入してください。
3. 職歴は学校（最終学歴）卒業以降、空白期間のないようすべて記入して下さい。
4. 生年月日等は和暦にて記入して下さい。
5. 登録申請者（開設者）及び管理建築士に変更があった場合に提出して下さい。

添付書類（ハ）

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 2 年 6 月 30 日

登録申請者の氏名又は名称 株式会社群馬設計 代表取締役 群馬次郎

群馬県指定事務所登録機関
一般社団法人群馬県建築士事務所協会会長 あて

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

【記入注意】

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記載してください。

※登録申請者（開設者）が変更となった場合、役員が変更（新たに追加）となった場合に提出して下さい。